

地域との連携体制強化に係る協定書

高知市（以下「甲」という。）と「事業者名」（以下「乙」という。）とは、高知市民間事業者防災資機材等整備費補助金を活用して整備した防災資機材等（以下「資機材」という。）の利活用を通じた地域との連携体制強化に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、資機材の利活用等を通じ、平常時や災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける大規模災害時（以下「大規模災害時」という。）における乙と地域住民の連携体制強化を目的として、必要な事項を定めるものとする。

（甲の責務）

第2条 甲は、大規模災害時に備え、乙と地域住民が連携体制の強化が図れるよう、連絡・調整や情報提供等に努めるものとする。

2 甲は、甲のホームページ等において、この協定に関する内容、整備した資機材、資機材の利活用状況及び保管場所等を一定期間掲載するなど情報発信を行うものとする。

（乙の責務）

第3条 乙は、大規模災害時に、特段の事情がある場合を除き、所有する資機材を活用した支援活動を行うものとする。

2 乙は、前項に掲げる活動のほか、地域住民が行う支援活動等の協力に努める。

3 乙は、大規模災害時に地域住民との連携が円滑に図られるよう、甲又は甲の地域住民が実施する防災訓練等への参加に努めるものとし、可能な限り、防災訓練等で資機材を利用するものとする。

4 乙は、大規模災害時等に資機材が利活用できるよう、資機材を適切に管理するものとする。

（協定の有効期間）

第4条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも相手方に対し文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、この協定の実施を通じて知り得た相手方及び地域住民に関する情報について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方及び当該地域住民の承諾を得た場合は、この限りでない。

(協議事項)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 高知市本町五丁目1番45号
高知市
代表者 高知市長 桑 名 龍 吾

乙 事業所所在地
事業者名
代表者名